診療情報提供書（医師との連絡票）

　　福島市内病児保育事業者　宛

≪主治医の先生へ≫

　下記の児童について、病児・病後児保育が可能である場合は診療情報提供書の

ご記入をお願い致します。

【保護者記入欄】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| お子さんの名前 |  | 性別 | 男・女 |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日　生　　(　　　歳　　　か月) |

【医師記入欄】

|  |  |
| --- | --- |
| 病名 |  |
| 保育の留意点 | ・室内保育（室内で普通に遊んでよい）・室内安静（ベッド上での生活が主、静かな遊びは可）・隔離室で隔離 |
| 処方薬 | 　・あり　（薬事情報参照）　　・なし　　　 |
| ・特記事項あればご記入お願い致します。令和　　年　　月　　日　医療機関　　　　　　　　　　　　　　　　担当医師 |

※この書類の記入について診療報酬は発生しません。

【問い合わせ先】

・みらい・ゆめ保育園病児保育室　TEL　０２４－５６３－７７１６

・アイグラン保育園福島大森　　　TEL　０２４－５７２－５４１７

・ほっこりパンダっこ　　　　　　TEL　０２４－５７２－４８４２

病児・病後児保育受け入れ基準

1.各感染症と目安となる許可基準

1. インフルエンザ（4日目から隔離室で利用可）

②　新型コロナウイルス感染症（発症後5日間経過し解熱していれば隔離室で利用可）

➂　おたふくかぜ（症状が安定し、頭痛や嘔吐がなければ隔離室で利用可）

➃　麻しん（解熱後3日経過していれば利用可）

➄　風しん（発疹が消失していれば利用可）

➅　水痘（発熱の有無と医師の判断で利用可）

⑦　百日咳（抗菌薬内服後5日経過していれば利用可）

⑧　咽頭結膜熱（症状が安定していれば利用可）

⑨　溶連菌感染症（抗菌薬内服を開始していれば隔離室で利用可）

⑩　ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎（下痢や嘔吐が治まり、水分摂取が可能であれば隔離室で利用可）

⑪　流行性角結膜炎（医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可）

⑫　急性出血性結膜炎（医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可）

⑬　マイコプラズマ感染症（抗菌薬内服を開始し、咳が改善するまでは隔離室で利用可）

⑭　手足口病（症状が安定していれば利用可）

⑮　伝染性紅斑（症状が安定していれば利用可）

⑯　ヘルパンギーナ（症状が安定していれば利用可）

⑰　RSウイルス感染症（症状が安定していれば利用可）

⑱　帯状疱疹（利用可）

2.病児・病後児保育を利用できない病状・症状

①　伝染性疾患（他児に感染する恐れの強いものの急性期）

　　※麻しん・風しん・水痘・おたふくかぜ・インフルエンザ・流行性角結膜炎・ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎など

1. 38.5度以上の発熱が4日以上続いている場合
2. お預かり時に38.5℃以上の熱がある場合
3. 嘔吐・下痢が続き脱水症状の兆候がある場合
4. 皮膚や唇が乾燥している・ぐったりして活気がない等
5. 咳や喘鳴（ゼーゼー）がひどく、呼吸が苦しい状態
6. 食欲がなく、ほとんど飲んだり食べたりができない状態
7. 基礎疾患があり感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い状態
8. てんかん発作、熱性けいれんが頻回に起こっている状態

　（前回のけいれん発作から48時間以上経過していない）

1. 入院等の措置が必要と考える状態